

埼玉労働局一般公示第36号の件

2025年 8 月 20日

埼玉労働局 御中埼玉地方最低賃金審議会 行き

送付枚数 16枚（本紙含む）

ファイル 1冊（16枚）



上記の件につきまして、下記の書類を送付いたしますのでご査収のほど
よろしくお願い申し上げます。

記

〔添付書類〕

・ 特定（産業別）最低賃金に関する意見書 （埼玉労働局一般公示第36号の件）	1部（2枚）
・ 最低賃金順位表	1枚
・ 東京都最低賃金表	1部（3枚）
・ 神奈川県最低賃金表	1部（3枚）
・ 大阪府最低賃金表	1部（2枚）
・ 埼玉県最低賃金表	1枚
・ 愛知県最低賃金表	1部（2枚）
・ 千葉県最低賃金表	1枚
・ 2024年に提出した書類（ファイル）	1部（16枚）



特定（産業別）最低賃金に関する意見書

NO.1

埼玉労働局一般公示第36号の件

2025年 8月 20日



特定（産業別）最低賃金改定に関わるレンズ研磨事業者として近年の現状報告など意見を述べる機会がこちらでできるとの事で発言させていただきたく存じます。

前年度にもこちらで意見書を提出させていただきましたが、なかなか単独での意見で行政を動かすのは難しいと思いますが本年も意見したく書面に失礼いたします。

昨年に引き続き消耗品・光熱費・備品・運送費など含む物価の高騰もあり、先方より注文を受ける立場の中小企業では価格転嫁できず交渉する事も受注減少につながることもあり、労務費の負担も大きくなり全てを企業が負担する事が厳しくなっております。

その要因も令和3年から令和6年で約最低賃金122円up、本年度も考えると約185円upとなると価格転嫁できていない中小企業の声は周りでも多く聞いていますし、弊社も直面しております。ここにきて扶養内でのパート社員に頼っているレンズ研磨業の弊社でも最低賃金以上に特定最低賃金となるとかなり厳しい状況となっております。

1つのレンズの下請けに出す依頼金額が分かりますか？ 5円～10円です。それが下請けの現実です。各工程での金額は違えど弊社が携わる工程は200円超えないのですよ。

価格転嫁できず雇用を減らし昨年廃業した会社も5件ありました。 そうなると再度取引先を見付けることはとても大変で尚且つかかなりの金額を出さなければ受けてもらえないのです。

そこにきてトランプ関税で製品前の部品の輸出の調整や生産控えも起きており注文は入っているが材料が入ってこない待機状態も発生しています。数年前とは相当変化しております。

それでも社員の生活もあり注文の稼働を考えると雇用は減らせないのが現状です。

扶養内で働きたい方が多くその方の時給が上がり労働時間の調整をされ、雇用人数を増やせば思う様な時間働けないと技術習得をしたところで退職してしまうという悪循環もおきていて他社でも相当苦労しているようです。

また物価高の影響もあり大幅賃金アップがある事を考えると当たり前の事とは思いますが、機械化が進み同じ働くのに産業別で時給が違うのは今の時代に何か違いがあるのでしょうか？



私の考えとして、R7年12月1日より

特定（産業別）最低賃金を【埼玉県最低賃金】の同額にしていきたいと思います

全国最低賃金上位の

1位東京都・2位神奈川県はすでに特定（産業別）最低賃金は無く都県の最低賃金！

3位大阪府では府最低賃金と特定最低賃金の差が最高13円ですが、

最低賃金での改正産業も多くあり

4位埼玉県は県最低賃金と特定最低賃金の差が最高で36円です！！

5位愛知県では県最低賃金と特定最低賃金の差が最高34円ですが、

最低賃金での改正産業も多くあり

6位千葉県では県最低賃金と特定最低賃金の差が最高71円ですが、

最低賃金での改正産業も多くあり

全国最低賃金の上位埼玉県4位の上位3都府県ではこの様に取り組んでいます！！

愛知県や千葉県でも特定（産業別）最低賃金の改定をしている様ですが、

埼玉県ではどの様にお考えなのでしょうか？

労働者を守る事も大切ですが、もうそろそろ企業も守るべきではないでしょうか？

当たり前ですが、仕事が無くなれば会社はなくなり失業者が増えます。

令和6年倒産件数約1万件、本年も上半期で5000件を超えているそうです。

埼玉県でも令和6年で400件超え、本年も1月～6月までで220件超えだそうです。

それが現実で、労働者には分からない声です。

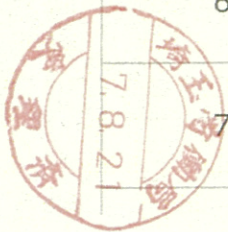
※参考資料として、最低賃金上位6県の資料を添付いたします

昨年もこちらから意見書を提出しているのですが、どう反映され意見が意見で終わり
議題に上がっているのか分からなく、意見を述べている者としてご回答いただけると
納得できる事が多いのではないかと思いますので書面にてご回答いただけると助かります



2025年度の47都道府県別最低賃金はいくらになるのでしょうか。現在の最低賃金と改定後の予想額についてまとめると以下のとおりです。
金額の高い都道府県順に掲載します。

順位	都道府県名	2024年度	2025年度目安
1位	東京都	1,163 (1,113)	+63
2位	神奈川県	1,162 (1,112)	+63
3位	大阪府	1,114 (1,064)	+63
4位	埼玉県	1,078 (1,028)	+63
5位	愛知県	1,077 (1,027)	+63
6位	千葉県	1,076 (1,026)	+63
7位	京都府	1,058 (1,008)	+63



あなたの賃金を比較チェック

東京都

令和5年度

過去5年

令和4年度

東京都

最低賃金には2種類

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。あなたの働いている事業場の産業が「特定（産業別）最低賃金」の対象である場合は、「特定（産業別）最低賃金額」が適用されます。ただし、「地域別最低賃金額」が「特定（産業別）最低賃金額」を上回る場合は、「地域別最低賃金額」が適用されます。

☒ 地域別最低賃金

が適用されます。

東京都の地域別最低賃金が設定されています。

時間額

1113円

発効年月日 2023/10/01

時間額

1163円

発効年月日 2024/10/01

☒ 特定（産業別）最低賃金

が適用されます。

対象産業

鉄鋼業

はん用機械器具、生産用機械器具製造業業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業

鉄鋼業

規定

日額(円)

時間額(円)

発効年月日

1 適用する使用者

東京都の区域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者

2 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
(2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中のもの
(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

871円

2014/03/23

859円

2012/12/31

はん用機械器具、生産用機械器具製造業

規定

日額(円)

時間額(円)

発効年月日

1 適用する使用者

東京都の区域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。)、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの

832円

2010/12/31

824円

2009/12/31

産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

2 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業

規定	日額(円)	時間額(円)	発効年月日
1 適用する使用者 東京都の区域内で時計・同部分品製造業(時計側製造業を除く。以下同じ。)、眼鏡製造業(枠を含む)、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、業務用機械器具製造業(事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、映画用機械・同附属品製造業、光学機械用レンズ・プリズム製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(集積回路製造業又は光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業に限る。以下同じ。)、電気機械器具製造業(電気溶接機製造業、電球製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、交通信号保安装置製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)(又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が時計・同部分品製造業、眼鏡製造業(枠を含む)、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。))を営む使用者		829円	2010/12/31
		821円	2009/12/31

2 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業

規定	日額(円)	時間額(円)	発効年月日
1 適用する使用者 東京都の区域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業又は航空機・同附属品製造業に分類されるものに限る。))を営む使用者		838円	2012/02/18
2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者		832円	2010/12/31





アンケートに進む (約3分程度)

♪

必ずチェック 最低賃金

✓ 使用者も ✓ 労働者も



友だち追加



Twitter

ポイント！最低賃金

- 最低賃金の種類は？
- 適用される対象者は？
- 派遣労働者の最低賃金は？
- 対象となる賃金は？
- 最低賃金の決め方は？
- 最低賃金のチェック方法は？
- 最低賃金の周知義務は？
- なぜチェック？最低賃金

地域別最低賃金全国一覧

- 特定（産業別）最低賃金全国一覧
- 過去5年間の賃金推移

あなたの賃金を比較チェック

- 中小企業支援事業
- 業務改善助成金
- 働き方改革推進支援センター
- よくあるご質問
- 賃金引き上げ特設ページ
- 広報ツール
- 関連リンク
- 利用者アンケート

- ▶ [利用規約・リンク・著作権等](#)
- ▶ [個人情報保護方針](#)
- ▶ [所在地案内](#)
- ▶ [アクセシビリティについて](#)
- ▶ [サイトの使い方（ヘルプ）](#)
- ▶ [RSSについて](#)
- ▶ [ホームページへのご意見](#)



法人番号6000012070001
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話番号 03-5253-1111（代表）

最低賃金に関するお問い合わせは、各都道府県労働局、または最寄りの労働基準監督署へ

©2020 Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.



神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

- 令和6年10月1日から、神奈川県最低賃金は

時間額 1,162円 (50円引き上げ)

となります。

- 神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」！！

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

「神奈川働き方改革推進支援センター」（電話 0120-910-090）
にお問い合わせください。

さらに！厚生労働省は中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています！！

厚生労働省のインターネットサイトから、

「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」（全文または概略版）
がダウンロードできます。



特定（産業別）最低賃金のお知らせ【賃金室】

令和6年12月19日更新

【お知らせ】令和6年度の特定（産業別）最低賃金は改定されませんでしたので、全産業に地域別最低賃金額が適用されます。

特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金とは、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、神奈川では7種類の特定（産業別）最低賃金が定められています。

最低賃金の件名	最低賃金額（時間単価）	効力発生年月日
神奈川県塗料製造業最低賃金	令和6年度の特定（産業別）最低賃金額は、改定されませんでしたので、全産業に地域別最低賃金額が適用されます。	地域別最低賃金の効力発生日は令和6年10月1日です。
神奈川県鉄鋼業最低賃金		
神奈川県非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金		
神奈川県ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金		
神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金		
神奈川県輸送用機械器具製造業最低賃金		
神奈川県自動車小売業最低賃金		

<以下参考事項>

注意

賃金が日給、週給、月給制等で支払われ、1日の所定労働時間が8時間より短い労働者に対して、支払われる賃金額をこの基準を理由として低下させることは、労働基準法第1条第2項の規定に抵触することになりますので、ご注意ください。



過去の特定（産業別）最低賃金金額改正一覧

特定（産業別）最低賃金適用除外者

特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種の事業場に勤務する労働者でも、次のいずれかに該当する者は、特定（産業別）最低賃金ではなく、地域別最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満(ただし、自動車小売業については3か月未満)の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- (4) 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については(1)、(2)、(3)に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。
 - イ) 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務
- (5) 塗料製造業最低賃金については、(1)、(2)に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。
 - イ) 清掃、片付けの業務
 - ロ) ラベルはりの業務
 - ハ) 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務

特定（産業別）最低賃金の適用業種

神奈川県労働局 労働基準部 賃金室

Tel 045-211-7354

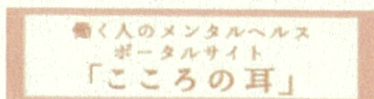
〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎8階

その他関連情報



神奈川県働き方改革推進支援センター 



働く人のメンタルヘルスポータルヘルスポータル



第14次労働災害防止推進計画 



令和6年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲	
	1,114円 (令和6年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方	
塗料製造業	1,120円 (令和6年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄鋼業	1,120円 (令和6年12月1日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,127円 (令和6年12月1日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,127円 (令和6年12月1日)		次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
自動車・同附属品製造	1,119円 (令和6年12月1日)		
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	備 考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。	
自動車小売業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)		

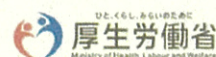
賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)
または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



(061101)

Check!

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00~17:00 (水曜日のみ18:00まで)

Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



2 賃金引上げを支援する制度

◆業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、**業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440



◆キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

社会保険適用時処遇改善コース！

いわゆる年収「106万円の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金になります。

詳しくは、**大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900

どの支援が合うか迷ったら、
『大阪働き方改革推進支援・賃金
相談センター』に相談してみてね！



◆その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター** TEL:03-6281-9821



(2)企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫** TEL:0120-154-505



(3)中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援します。

詳しくは、**中小企業省力化投資補助事業コールセンター** TEL:0570-099-660



(4)IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

詳しくは、**サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター** : 0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



埼玉県 の 最低賃金

地域別最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県最低賃金	1,078円	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者 (特定最低賃金の適用業種で働く労働者 で、適用が除外される者も含む)	令和6年 10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	1,098円	左記の事業場で働く労働者。 ただし、次に掲げる者を除く。 1 18歳未満又は65歳以上の者	令和6年 12月1日
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	1,114円	2 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの	
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,105円	3 清掃又は片付けの業務に主として 従事する者	
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,102円	4 手作業による包装、袋詰め、箱詰め 又は運搬の業務に主として従事 する者	
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	1,089円	左記の事業場で働く労働者。 ただし、次に掲げる者を除く。 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として 従事する者	

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。
3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法
・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。



最低賃金コーナーはこちら



◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉県労働局
労働基準監督署 (R6.10.31)

愛知県の最低賃金

地域別最低賃金（愛知県最低賃金）

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての方々に適用されます

令和6年
10月1日から

時間額

1,077 円

前年比

50 円

UP



特定最低賃金

下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます

- 製鉄業
- 製鋼・製鋼圧延業
- 鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）

令和6年12月16日から
時間額

1,111 円

前年比

52 円

UP



- 輸送用機械器具製造業

建設用ショベルトラック製造業を含む。
船舶製造・修理業、船用機関製造業及び
自転車・同部分品製造業を除く。

令和6年12月16日から
時間額

1,081 円

前年比

53 円

UP



業務改善助成金

賃金引上げを支援します！

- 業務改善助成金制度の利用のご相談（無料）
愛知働き方改革推進支援センター（令和6年度）
電話 0120-006-802
- 業務改善助成金の申請・支給の窓口
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）
電話 052-857-0313

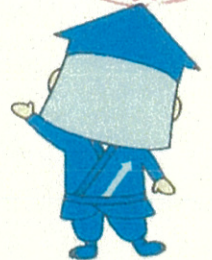
業務改善助成金
コールセンター
0120-366-440

（受付時間 平日8:30～17:15）



業務改善助成金

検索



タスケくん

特定最低賃金の解説

特定最低賃金適用業種

特定最低賃金の適用業種は、令和5年7月(第14回改正)の総務省日本標準産業分類によって定められています

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

- (1) E221 製鉄業
- (2) E222 製鋼・製鋼圧延業
- (3) E223 製鋼を行わない鋼材製造業
(表面処理鋼材を除く)
- (4) E220 (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (5) L7282 純粋持株会社
(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

輸送用機械器具製造業

- (1) E31 輸送用機械器具製造業
(船舶製造・修理業、船用機関製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2) E2621 建設用ショベルトラック製造業
- (3) E260 (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) L7282 純粋持株会社
(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

特定最低賃金適用労働者の範囲

特定最低賃金は、上記産業に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます



ただし、
右に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、愛知県最低賃金(時間額1,077円)が適用されます

特定最低賃金適用除外労働者(愛知県最低賃金 時間額1,077円を適用)

1. 18歳未満又は65歳以上の者
2. 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
3. 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者
4. 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者
 - ①製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
軽易な運搬の業務に主として従事する者
 - ②輸送用機械器具製造業
手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者



特定最低賃金の留意事項

『染色整理業』『はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業』
『計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業』
『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』『各種商品小売業』
『自動車部分品・附属品小売業』『自動車(新車)小売業』
上記産業は、愛知県最低賃金 時間額1,077円が適用されます。

最低賃金の留意事項

1. 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト・年金受給者である労働者等、事業場で働くすべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
2. 派遣労働者は、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されます。派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署へお問い合わせください。
3. 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
4. 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
 - ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
 - ③時間外労働・休日労働に対する賃金
 - ④深夜労働に対する割増賃金
 - ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
5. 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。



WEBで
確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金制度 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を
掲載しています



賃金引上げ特設ページ 検索

千葉県の

最低賃金



最低賃金制度のマスコット チェックマン

◆千葉県最低賃金

令和6年10月1日から

時間額 **1,076** 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

◆特定最低賃金

鉄 鋼 業	時間額 1,147 円	令和6年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	時間額 1,105 円	令和6年 12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、組立等の雑役業務

上記のほか次の5業種の特定最低賃金においては、令和6年度は改正がありません。

このため、令和6年10月1日からは、千葉県最低賃金(1,076円)が適用されます。

- ①「調味料製造業」 ②「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」 ③「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業」 ④「各種商品小売業」 ⑤「自動車(新車)小売業」

最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

あなたの賃金は
大丈夫?



最低賃金特設サイト



業務改善助成金



千葉労働局ホームページ



管理システム導入、機械や車の購入、教育訓練など色んな設備投資に利用可能だよ。
最大 600 万円まで助成があるんだ。

中小企業事業者の皆さんへ

**業務改善
助成金**

最大
600 万円を
助成

【お問い合わせ】

最低賃金:千葉労働局賃金室 ☎043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金:業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 へ